ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１２９

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第七回勉強会（[年表](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)項目４：**[**契約法リステイトメント（2nd）**](http://home.comcast.net/~rnhauck/BusLaw/201RestConts.pdf)**）の振り返り（２）：**

**トマス・アクィナス1256年上梓『宗教的純化を敵視する者達を駁す』より関連箇所和訳（２）**

2015.02.06 rev.1 齋藤旬

**今週はprincipal-agent論の原型を紹介する**。トマス・アクィナスの*Contra impugnantes Dei cultum et religionem*『宗教的純化を敵視する者達を駁す』の中の、principal-agent論に関連する箇所を、[1902年英訳](http://dhspriory.org/thomas/ContraImpugnantes.htm)（原文羅文対訳）の私の和訳から紹介する。

　結論から言うと、13世紀西洋社会での原初的principal-agent関係とは、教会位階制度（hierarchy）の中での上位者と下位者の関係として記述されている事が分かった。例えば、赦しの秘跡[[1]](#footnote-1)（Sacrament of absolution）の権威（power）を持つ上位者が、下位者にこの権威をbestow（資格授与）する。この場合の上位者（principal）と下位者（agent）の関係をprincipal-agent関係と言うことが分かった。

　「やっぱりね」という印象だ。というのは、日本でprincipal-agent関係というと、「行為主体Aが、自らの利益のための労務の実施を、他の行為主体Bに委任すること。このとき、行為主体Aをプリンシパル（principal、依頼人、本人）、行為主体Bをエージェント（agent、代理人）と呼ぶ。」（[日本版Wikipedia](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%97%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%B7%E3%83%91%E3%83%AB%EF%BC%9D%E3%82%A8%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%83%88%E7%90%86%E8%AB%96)）という具合に、共有する目的が利益である、所謂corporate type principal agent関係に限定されてしまうからだ。

　確かに現代西洋でも、principal-agent関係の一つの例として「corporate management (agent) and shareholders (principal)」（[英語版Wikipedia](http://en.wikipedia.org/wiki/Principal%E2%80%93agent_problem)）即ち「株主（principal）―corporate 経営陣（agent）関係」を挙げているから、日本が全く間違っているというわけではない。しかし、principal-agent関係の原型は、「お金」「利益」を媒介にしたものではない。このことが、トマスの文献から確認できた。

　partnership type principal-agent関係では、二者を繋ぐ元々の動機・目的は「お金」「利益」ではない。即ち元々の動機・目的は、collectively in kindな（その集団内で「意味」「価値」がある）有形無形の物事なのだから、一般受けを狙ったものではない。従って「お金」「利益」を狙ったものではない。結果として「一般受け」し「利益」が出るかもしれないが、元々それを狙ったものではない。この様なpartnership type principal-agent関係の方が「原型」に近いことが確認できた。･･･前置きが長くなった。では、トマス論文をどうぞ。

**Thomas Aquinas, in 1256**

***[Contra impugnantes Dei cultum et religionem](http://dhspriory.org/thomas/ContraImpugnantes.htm)***

『宗教的純化を敵視する者達を駁す』

[**PART TWO CHAPTER 3**](http://dhspriory.org/thomas/ContraImpugnantes.htm#23)

**Is it Lawful for A Religious, Who Has Not the Care of Souls, to Preach and Hear Confessions?**

（魂の治療法を持たない者が、懺悔を聴き説教をするのは、religionにとってlawfulか？）

**agencyに関する記述：**Bodyの1.「司教（bishop）と司祭（priest）」の9段落目：

司祭ならば助祭の仕事も出来る様に、司教ならば司祭が執り行う以上の仕事をすることができる。これは明らかな事だ。即ち司祭ならば、助祭が許可してくれなくとも、教会で福音を読み上げることが出来る。従って司教ならば、例え小教区司祭からの免許が下りていなくとも、その司教が管轄する教区内小教区の全ての教会で赦しの秘跡や他の秘跡を執り行うことが出来る。また逆に、司教のagency（原文ラテン語ではsubditos（臣下、配下））となった者は、依頼された行為を単独で行うことが出来る。即ち、司祭が赦しの秘跡を行えるのは、その司祭を管轄する司教がその司祭という装置手段を通じて（instrumentallyに）赦しの秘跡を執り行っているからだ。ここに、（偽）ディオニシウス・アレオパギタが『教会位階論　第五章』で記していることを思い出そう。即ち「私達の中で高位司祭と呼ばれる彼こそが、彼に従う聖職者達を通じて、私達を照らし浄化して下さるのです。彼こそが、これらのfunctions（機能）を執り行う様に命じられているのです。その彼が、彼の代わりにこれら秘跡を執り行うpower（権威）をその聖職者達にentrust（信託）したのです。」この様に、司教は自身のpersonの中にある赦しや説教を与えたのだ。

It is plain then that if a priest can do the work of a deacon, a bishop can accomplish all and more than that is done by a priest. A priest can, without permission from his deacon, read the gospel in his church. Therefore a bishop can, without license from the parish priest, absolve and administer the other Sacraments in any parish church of his diocese. What a man does through the agency of another he can do himself ; but when priests give absolution it is their bishop who is said to absolve by their instrumentality. Hence Dionysius (VI, cap. Eccles. Hiear.) writes: “He who, according to us, is the high priest does, by means of priests, his ministers, cleanse and illuminate us. It is he who is said to exercise these functions; because he entrusts others with the power of performing these sacred actions in his stead.” Hence a bishop may, in his own person, give absolution or preach.

**agentに関する記述：**Bodyの1.「司教（bishop）と司祭（priest）」の17段落目：

更に言えば、誰も、自分が所持していないものを他者に与えることは出来ない。これは明らかだ。司祭に、（自らが所持する）authority（権能）を与えるのは司教の聖務（office）だ。しかし、権能を与えても、司教が自らの権能を失うわけではない。霊的賜物（spiritual gifts）とは、送り手から受け手にbestowされる（資格や名誉の様に授けられる）ものだからだ。同様にagent（原文ラテン語ではagens（行為、ないし行為する者））も、その行為によって、行為するpower（権威）を失うことはない。即ち司教は、小教区司祭に授けた権威を全て保持し続ける。

Further, it is plain that no man can give to another anything that he does not himself possess. It is the office of a bishop to give authority to priests. But, by imparting authority, a bishop does not deprive himself of it, for spiritual gifts are only bestowed by the action of the giver on the recipient. But as an agent does not, by acting, lose the power of acting, a bishop retains all that power which he gives to parish priests.

**principalに関する記述：**Ad.27

修道士（monk）は叙階（ordination）される際に、魂の介護役に任ぜられて（in charge of souls）いない限り、司祭職の権威を受け取っていない。この様に批判された場合、私達は以下の様に答える。即ち、そもそも司祭職制度は二つの目的のためにあることを批判者が思い出す様にしむける。その一番目にしてprincipalな目的は、キリストの御身体の聖別（consecration）である。この目的を完遂する権威は叙階の際に授与される。叙階される者がこの秘跡を執り行う資質を何か欠くとか、叙階の秘跡執行そのものが不完全だったということでもない限り、この権威は授与される。司祭職制度の二番目の目的は、司祭に託された鍵によって、人々をキリストの神秘体であるthe Churchに招き入れ、welfareにすることである。この二番目の目的を執り行う権威は、叙階の際に授与されるものではない。当該司祭が特に魂の介護役に任ぜられて（in charge of souls）いない限り、または、誰か魂の救済法を持つ権能者によってその権威を授けられていない限り、叙階だけではこの二番目の目的を執り行う権威は授与されない。しかし司祭職の権威は無駄に授けられるのではない。全ての司祭は一番目にしてprincipalな目的を完遂する権威を授けられている。また、説教する権威は例外なく授けられている。a sovereign（非世俗の最高権威者、即ち教皇）によって授けられた特権であるこの権威は、授けられた彼（司祭）にとって役に立たないものであるはずがない。即ち、教皇が全司祭に説教の任務を与えたのだから、全司祭は説教する権威を持っている。またこれは言わずもがなだが、教皇はどの一人の信仰者（a religious）にも説教の任務、というよりはむしろ、この任務を執行する権威を授けている。なお先述した様にこの場合、信仰者は自分の内にある権威を使って説教をするのではない。他の誰かから信託された権威を使って説教をするのである。

Ad 27. When it is urged that a monk does not, at his ordination, receive power to exercise his priestly office unless he be placed in charge of souls, we reply, by reminding those who make this objection that the priesthood is instituted for two ends. Its first and principal end is the true consecration of the Body of Christ. Power to accomplish this end is conferred at ordination, unless there be some defect in the administration or in the recipient of this Sacrament. The second end for which the Priesthood is instituted is for the welfare of the mystical body of Christ, by the keys of the Church entrusted to the priest. Power to accomplish this end is not conferred at ordination, unless the priest ordained be placed in charge of souls or unless this power be given him by the authority of someone who has the care of souls. But the power of the priesthood is never given in vain; for every priest has power to fulfil the principal purpose of his ordination. But the power of preaching is bestowed for no end, save for that of preaching. Hence as a privilege conferred by a sovereign, cannot be useless to him on whom it is bestowed; so, when the Pope gives to any priest a commission to preach, he has power to execute such a commission. Nevertheless, the Pope, by so acting, does not give to a religious the office of preaching, but rather the power to exercise such an office. For religious do not, as we have said, make use of their own power in preaching; they use the power entrusted to them by another.

**Sovereign（主権者）について少し解説しよう**。現在では「主権国家（sovereign state）」という様に、この言葉は「世俗的最高権威者」を表す言葉として使われているが、13世紀にはトマス論文にある様に、「非世俗的最高権威者」つまり「ローマ教皇」を意味していた。

　もう少し詳しく言うと、西暦476年に西ローマ皇帝がゲルマン傭兵隊長オドアケルによって追放されるまでは、sovereignとは教皇と皇帝の両権（*Duo Sunt*）者を意味していた。しかし、西ローマ皇帝不在となってからは教皇一人を意味する様になっていた。即ち、元西ローマ帝国に勢力を持っていた各国国王・各諸侯は、sovereignとは呼ばれなかった。

　しかし、1517年にルターが宗教改革を開始しWestern Christianityがカトリックとプロテスタント諸派に分裂してから状況が変わり始めた。百年戦争 --- 英国がプロテスタント(英国国教会)になるのにフランスが反対した戦争や、三十年戦争 --- ドイツ諸侯がプロテスタント諸派とカトリックに分かれて争った戦争などを経て、1648年ウエストファリア条約が各国国王・各諸侯により締結され、各国国王・各諸侯が宗派を選ぶことが出来る様になった。この時から、西欧の各国国王・各諸侯の世俗権威者達もsovereignと呼ばれる様になった。即ち、トマスの生きた13世紀では、sovereignといえばローマ教皇のみを指した。

**さて来週は、米国**[**CoDev**](http://www.codevpd.org/)**コンファレンスに参加するので一週間米国出張となる**。コラム発行は、CoDevで特別なことがあって皆さんに速報を流そうということにならない限り、休刊の予定だ。[コラム８８](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140404%20W88%20menaqce%20of%20china/20140404%20W88%20menaqce%20of%20china%20rev5.doc)の「CoDev2014報告に代えて --- 中国急進」で述べたが、米国では既にOpen Innovation Partnership組成の為の契約法・会計法・税法・会社法の整備が一段落し、Open Innovation事例報告会であるCoDevはもう下火となっている。今回のCoDevは米国で最後の開催ではないかとすら感じている。今後は恐らく中国の上海で2012年から開催されているCoDev Asiaが隆盛となっていくのだろう。･･･という様な事がCoDev主催者から聞けたなら、速報を流すかもしれない。

　今週は以上。来週も乞うご期待。

1. カトリックにおける赦しの秘跡とは、告解（懺悔、confession）が完成するための主要部分。自らの罪を悔いる者が、慚愧を覚える全ての罪に関し聖礼典に則って告解を司祭に対して行い、痛悔の祈りをとなえる。司祭は告解者にpenance（贖罪のための苦行。中国語では「和好聖事」）を命じ、Jesus Christより受け継がれた権威（power） --- 「(Jesusは弟子達に言われた)、だれの罪でも、あなたがたが赦せば、その罪は赦される。だれの罪でも、あなたがたが赦さなければ、赦されないまま残る。」（ヨハネ　20.21～23）：これが人類史上初のprincipal-agent契約といえるだろう。--- により、罪の赦しの秘跡を与える。 [↑](#footnote-ref-1)